

災害復旧事業(補助)の概要

公共土木施設災害復旧事業の目的と沿革

根拠法令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号)

目的

自然災害により被災した公共土木施設を**迅速に復旧**することで、公共の福祉を確保

対象施設

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

沿革

古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助。

明治32年 「災害準備基金特別会計法」 制定

- ・ 日清戦争の賠償金をもとに災害準備基金を設立

明治44年 「府県災害土木費国庫補助に関する件」 制定

- ・ 明治43年の大水害を契機に新たに治水費資金特別会計を設置するため、災害準備基金が廃止されたが、国庫補助制度を継続するために制定。

昭和26年 現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定

- ・ 「補助」から「負担」へ

昭和59年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道を追加

平成10年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …公園を追加

特徴

- ① 様々な公共土木施設が対象
(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)
- ② 高率な国庫負担
- ③ 迅速で確実な予算措置
 - ・ 事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。
 - ・ 災害査定等により災害復旧に必要な費用を過不足なく確実に措置。
- ④ 迅速な工事着手
 - ・ 災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能。
- ⑤ 原形復旧だけでなく適切な施設形状で復旧
- ⑥ 県単位で一括し予算交付
 - ・ 災害復旧事業費は、予算費目ごと(河川等＝河川、海岸、砂防等、道路、下水道／都市＝公園 等)に災害年ごとに県単位で一括して交付。
 - ・ 災害復旧事業として採択された同一予算費目の工事であれば、工種、箇所にかかわらず市町村も含め県内で自由に活用可能。



迅速な
工事着手

なぜ災害復旧事業(国の高率な費用負担)が必要なのか

災害は、地域的・時間的に極めて偏って発生

- ➡ 災害発生地域や時期、規模の予測が困難
- ➡ 災害復旧に必要な費用は莫大かつ大きく変動



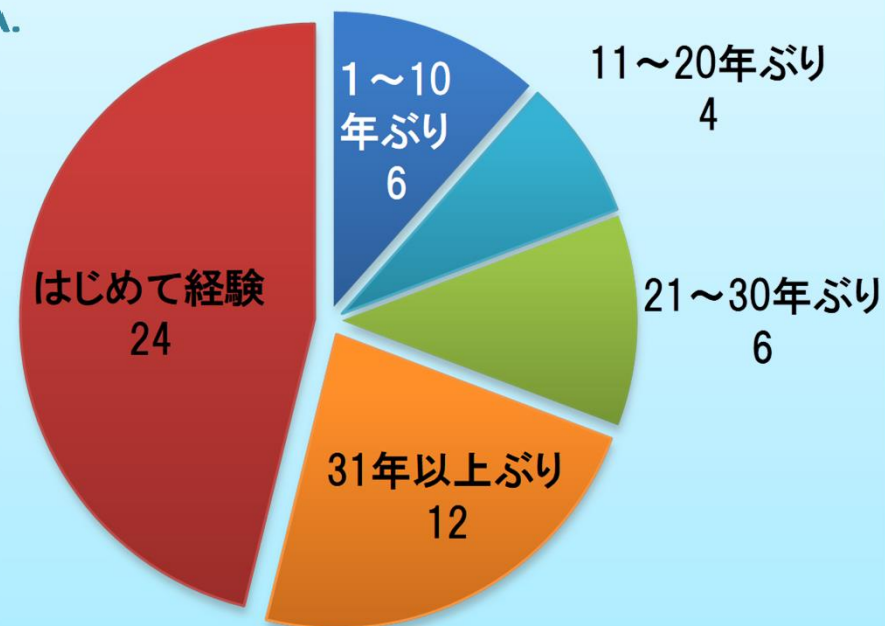
こうした特性を有する自然災害によって施設が被災し災害復旧事業を実施するにあたっては、災害復旧等の事業実施に伴う大きな費用への対応が必要

- ➡ これを個別の地方公共団体のみで負担することは困難または非効率であり、国の支援が不可欠

近年大きな水害を経験した市町村※に聞きました。

Q.このような災害は何年ぶりですか？

A.



※ 過去5年間(H14～H18)に激甚な水害被害(400戸以上の床上浸水被害)が発生した市町村、および激特事業、災害復旧助成事業を実施した市町村(一部重複あり)

(参考)

「天災は予知することができず、しかも緊急、莫大な費用を必要とするため、罹災地方公共団体の財政を破綻させることとなる。」

(シャープ勧告(S24)より)

「災害復旧事業は、(中略)弾力性の乏しい地方財政をもってしては、これに要する経費の全額を負担することは困難であることを認め、地方公共団体は(中略)一部を負担し、これを超える部分については国庫負担とする。」(地方行政調査委員会(S25))

高率な国庫負担

- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
- ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担は2/3以上と高率。**
- ▶ 交付税措置※により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%**（災害発生年災の場合）

年間の災害復旧事業費が、
 標準税込の1/2までの額に相当する額については66.7%が国費
 標準税込の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費
 標準税込の2倍を超える額に相当する額については100%国費

※ 地方公営企業災害復旧事業を除く

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】

国の負担
 (国費 66.7%)

地方の負担
 (地方費 33.3%)

↓ 交付税措置(起債充当率 100%)

○ 地方公共団体(地方公営企業を除く)

国の負担
 (国費 66.7%)

起債のうち95%を交付税措置
 (交付税 31.6%)

国の負担額=国費+交付税=98.3%

地方の実質的負担額 1.7%

○ 地方公営企業

国の負担
 (国費 66.7%)

起債のうち50%を
 交付税措置
 (交付税 16.65%)

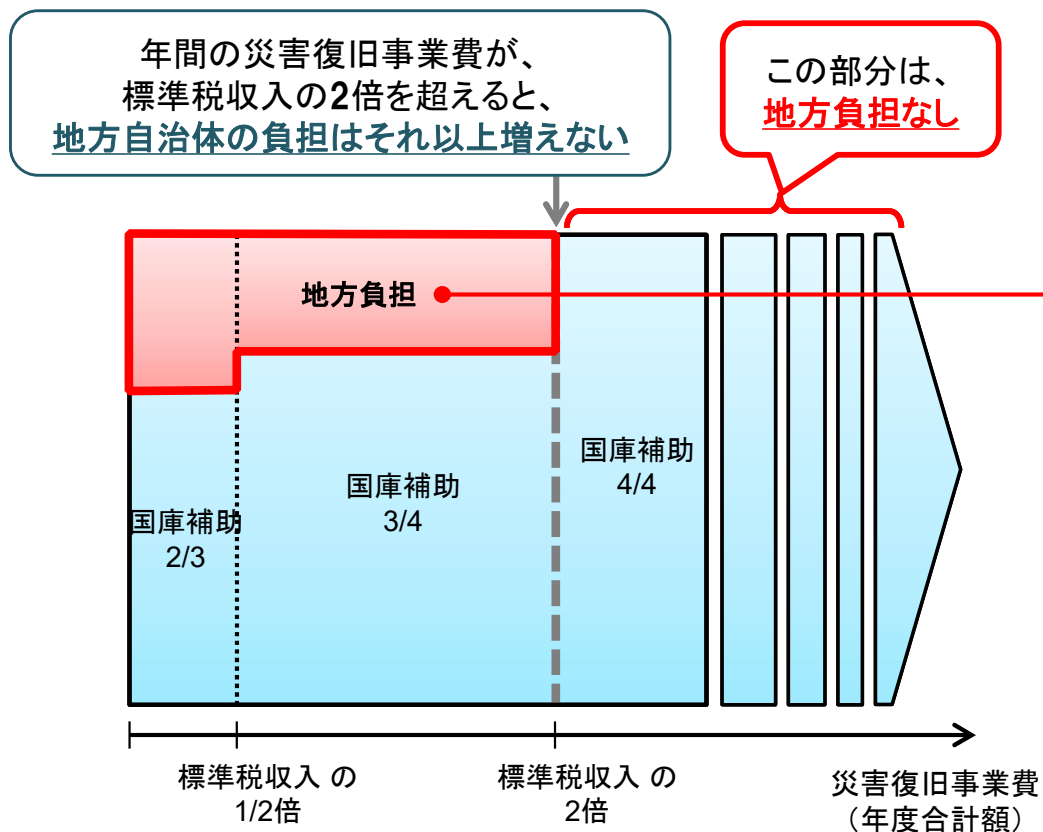
国の負担額=国費+交付税=83.35%

地方の実質的負担額 16.65%

高率な国庫負担

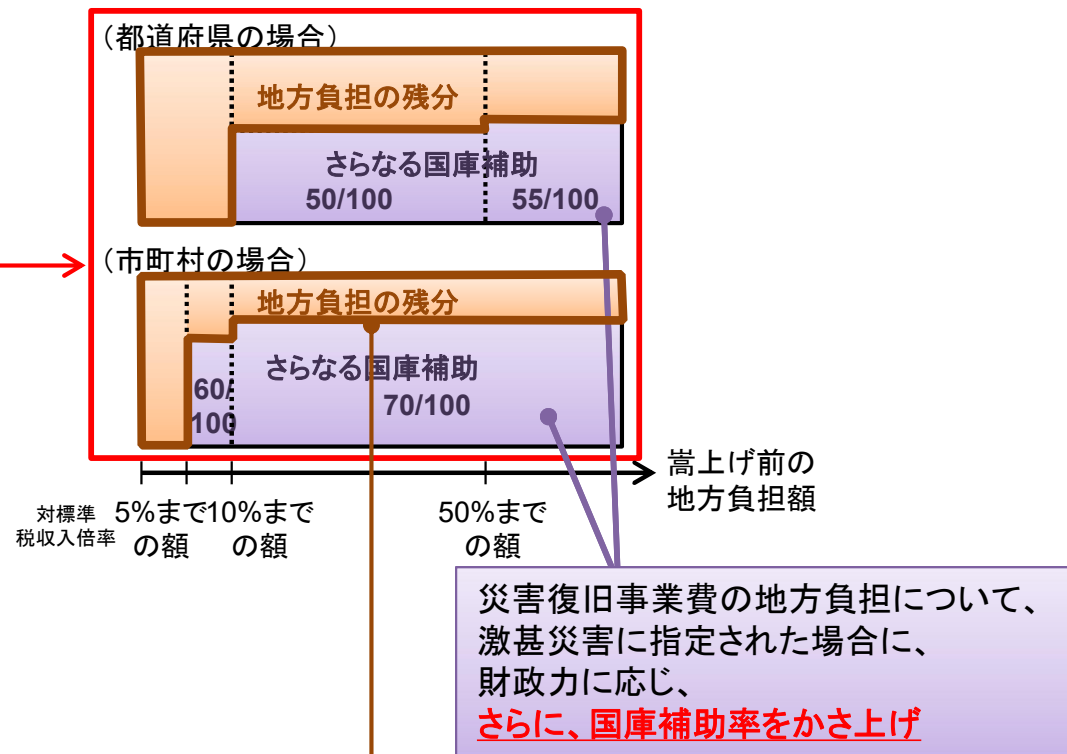
※制度の概略的スキーム

① 災害復旧事業における国庫負担・地方負担(負担法第4条)



② 激甚法に基づく国庫補助の嵩上げ

(左図の地方負担 に対し、さらに国庫補助)



③ 地方負担に対する交付税措置

(上図の地方負担の残分 に対し、交付税措置)



- ・ 地方負担分の100%に起債充当可能 (発生年災の場合)
- ・ その上で、**その内、95%に交付税措置**

国の査定前でも、災害復旧は可能

- ▶ 国の災害査定を待たず、被災直後からの復旧工事が可能。
- ▶ 災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致するもの全てが国庫負担の対象。
- ▶ 『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』は、事業着手について制約するものではない。
- ▶ さらに、仮道、仮締切、欠壊防止など、応急的に施工する必要がある仮工事も国庫負担の対象。
- ▶ 被災箇所の早急な復旧は、施設管理者の責務。

原形だけでなく適切な施設形状で復旧

- 災害復旧事業は、被災箇所を原形に復旧することを目的としている。
- ただし、原形復旧とは、**単なる元どおりだけではなく、従前の効用を復旧**することができる。
- さらに、原形復旧が困難な場合や不適當な場合には、**形状、材質、構造を改良する等、従前と異なる施設形状で復旧**することができる。

—参考—

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号）（抜粋）

（定義）

第二条

- この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。
- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

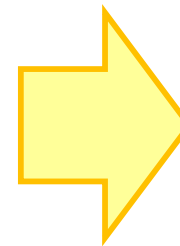
被災



地すべり



落石



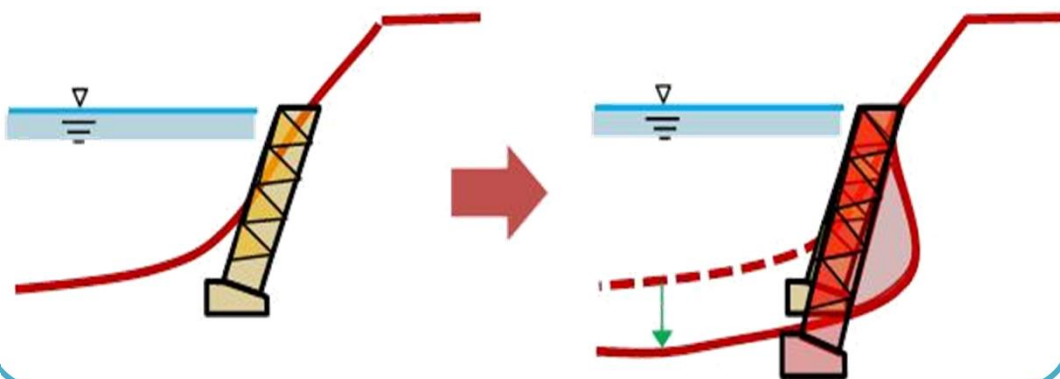
復旧



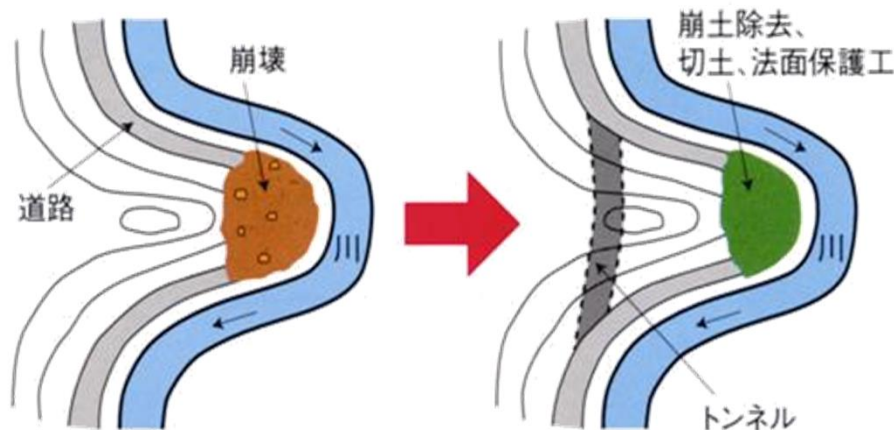
地すべりの規模が大きいため、現道の復旧ではなく、トンネルを新設し道路を復旧

従前と異なる施設形状で復旧する例

- ① 広域の地盤沈下、極端な河床の洗掘等により、地形地盤が大きく変動したため、原形での復旧が不可能な場合
 → 地盤の沈下量や河床の洗掘深を考慮した上で、**従前の効用(防災機能など)を復旧**



- ② 大規模な山腹崩落等により、地形が大きく変動したため、原位置での原形復旧が困難な場合
 → 道路のルートを変更し、**トンネルで、被災した施設に変わるべき施設を復旧**



- ③ 木橋が全橋被災し、原形での復旧が不适当である場合
 → 現在の設計基準に合わせ、**コンクリート橋で復旧**

被災前



被災



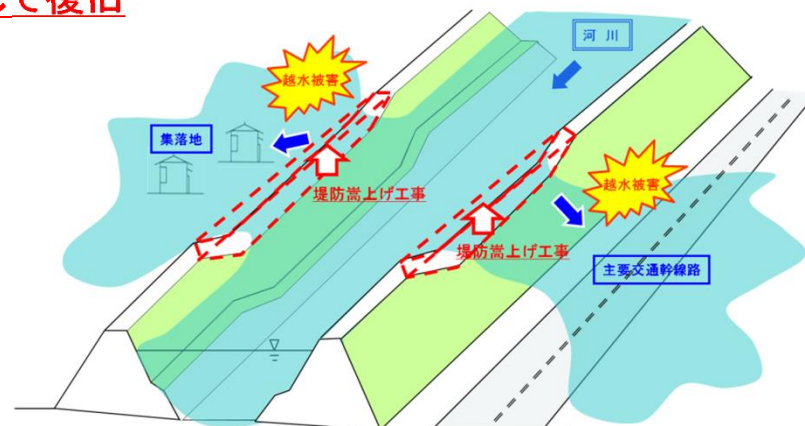
洪水で木橋が流出

復旧



コンクリート橋で復旧

- ④ 洪水等が堤防を越える「越水被害」が発生し、背後地の集落地、主要交通幹線路が浸水する等、原形での復旧が不适当である場合
 → 当該災害を与えた洪水等を対象として、**堤防を嵩上げて復旧**



従前と異なる施設形状で復旧する例(その1)

河川

被災 川岸が洗掘崩壊



復旧 新たに多自然護岸を整備
(完成後2年、植生も戻りつつある)



道路

被災 国道で地すべりが発生

地すべり状況



落石被災状況



復旧 地すべりの規模が大きいため、現道の復旧ではなく、トンネルを新設し
道路を復旧



従前と異なる施設形状で復旧する例(その2)

橋梁

被災前

木橋



被災

洪水により木橋が流出



復旧

現行基準に合わせてコンクリート橋で復旧



港湾

被災

防波堤が波浪により被災



復旧

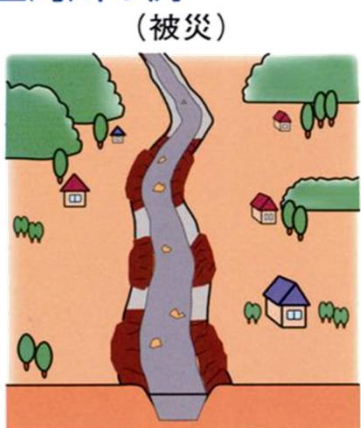
被災波浪に耐える断面形状で復旧



(参考)改良復旧事業について

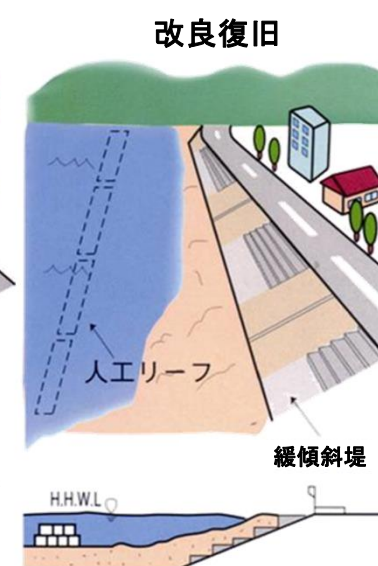
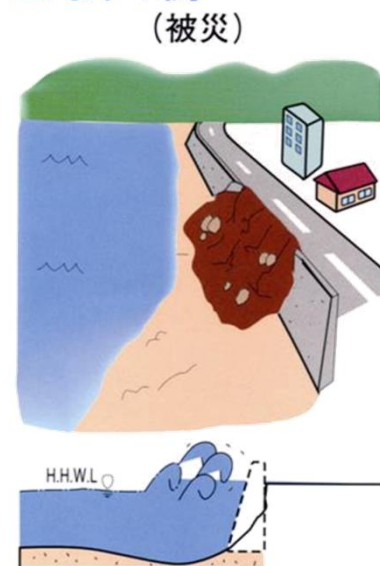
- 被災箇所の災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分でない場合等に、被災していない箇所を含む一連区間において、川幅を広げたり堤防を嵩上げして、洪水の氾濫を軽減する等、施設機能の強化等を図る事業。
- 再度災害の防止等を目的に被災箇所の復旧と併せて実施し、短期間で完成できるように集中的に予算を措置。

■河川の例



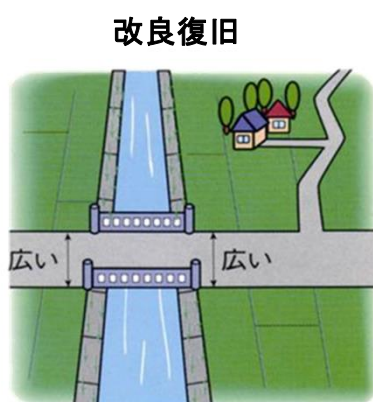
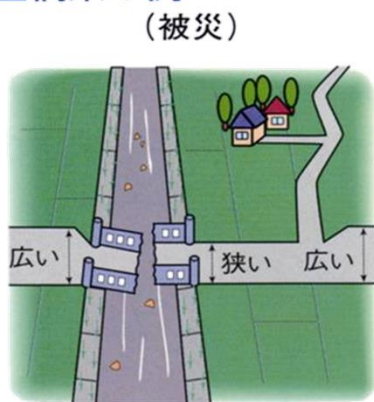
被災は部分的であるが、脆弱部や狭窄部を含む一連区間で、川幅を広げたり堤防を嵩上げたりして、洪水防御機能を強化

■海岸の例



被災していない箇所を含めた一連区間で、人工リーフを設置したり護岸を緩傾斜とすることで、海岸の防御機能を確保した上で、利用機能を強化

■橋梁の例



被災していない道路も含め一連区間で道路幅を広げ、交通機能を強化

迅速な工事着手

- 災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能（応急工事も災害復旧事業の対象）
- 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援
- 災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施

